

令和7年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和7年10月21日 火曜日

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和7年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和7年10月21日 火曜日

午前9時30分から午前11時57分まで

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開会
- 2 会長の選出等
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 小委員会委員の指名
- 3 審議
保護樹木等の指定及び解除について
- 4 報告
みどりの実態調査（第10次）の実施について
- 5 連絡事項
- 6 閉会

○配布資料

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第18期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 みどりの実態調査（第10次）の実施について
- 4 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 5 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 8 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

出席委員 12名

会長 斎藤 馨 副会長 山本 清龍
委員 池邊 このみ 委員 伊藤 弘

委員	渋江	桂子	委員	吉川	信一
委員	渡辺	芳子	委員	太田	幸一
委員	岩本	達彦	委員	菊池	映子
委員	大野	正人	委員	藤田	茂

◎開会

みどり公園課長 それでは、皆様、おはようございます。

雨が降らなくてよかったなと思ったのですがけれども、ちょっと寒いなという今日この頃でございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から新宿区政並びにみどり公園行政に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきますみどり公園課長の女川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは、着座にて進行させていただきます。失礼いたします。

本日の審議会は12時までを予定しているところですが、非常に長丁場になりますので、途中で一旦休憩の時間を挟みたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、みどりの推進審議会の委員改選により、新たに第18期委員になられた皆様による最初の審議会となります。

本来であれば、新宿区長吉住健一から委嘱状を委員の皆さんにお渡しするところですが、大変恐縮でございます。略式とさせていただきます、机上配布とさせていただきます。御了承を賜ればと存じます。

お手元の委嘱状を御覧ください。

委員の委嘱期間は、令和7年8月1日から令和9年7月31日までの2年間でございます。長期間となりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、第18期第1回の審議会を始めるに当たりまして、みどり土木部長の関口より御挨拶を申し上げます。

みどり土木部長 改めまして、おはようございます。みどり土木部長の関口です。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほど課長からありましたように、本日は、第18期委員による第1回目の審議会でございます。本来であれば区長から直接委嘱状を皆様にお渡しするところですが、区長は別の公

用がございまして出席できないということで、机上への配布で対応させていただければと考えております。

第18期委員として、今回から2名の方が新たに加われました。それから、前期から継続して委員になられた方も多くいらっしゃいます。従前どおり新宿区のみどりに対する忌憚のない御意見をいただければと思います。

簡単ではございますけれども、これで私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

みどり公園課長 なお、みどり土木部長はこれから外部での会合の予定が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行に先立ちまして、留意事項について御説明を申し上げます。

まず、御発言の際のマイクの使い方について御説明をさせていただきます。

机の上にマイクがございしますが、スイッチのオン・オフについてでございます。マイクスタンドの一番手前、横長の大きなボタンがございしますが、これを1回押していただきますと緑色のランプがつかます。そして、こちらのマイクのところに赤いライトがつかますと、マイクがつながっているということになりますので、そういった形で御発言をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に、議事次第及び資料の確認でございます。皆様のお手元でございます資料について確認をさせていただきます。

まず、A4縦「議事次第」でございます。件名が「令和7年度第1回新宿区みどりの推進審議会 議事次第」でございます。

次に、資料でございます。資料は8種類ございます。資料の右上に資料番号を振ってございます。まず、資料1でございます。件名「新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第18期）」でございます。資料2、件名「保護樹木等の指定及び解除について」でございます。資料3、件名「新宿区みどりの実態調査（第10次）の実施について」でございます。資料4、件名「新宿区みどりの条例及び同施行規則」でございます。この資料4は全部で14ページございまして、7ページから以降が条例の施行規則ということになっております。全部で14ページの資料でございます。資料5、件名「新宿区みどりの推進審議会小委員会について」でございます。資料6、件名「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」でございます。資料7、件名「新宿区みどりの基本計画（改定）」でございます。資料8、件名「新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）」でございます。以上でございますけれども、資料の7と資料

の8につきましては回収資料とさせていただいておりますが、ただ、御希望がございましたら別に新しい冊子を御用意してございますので、お帰りの際にお声がけをいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

資料等につきましては以上でございますが、不足等大丈夫でしょうか。ございませんでしょうか。ありがとうございます。

次に、会議の公開及び傍聴について御説明をさせていただきます。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則第31条第4項におきまして、会議は公開を原則とすると規定してございます。

本日の会議の内容におきましては、公開しても支障ないと考えられることから公開とさせていただきますたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

また、会議の傍聴につきましては、10月の5日号の広報新宿及び区ホームページにおいて事前の申込みをお願いしております。本日は、傍聴を希望される方がお1人お見えになってございます。

また、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページにおいて公開させていただいております。あらかじめ御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

会議に際しての留意事項は以上となります。

それでは、引き続き議事を進行してまいりたいと存じます。

本来でしたら審議会の進行は会長が行うべきところですが、本日は委員改選後の初めての会となるため、会長が不在でございます。会長が選出されるまでの間は、事務局で進行を務めさせていただきたいと存じます。御了承のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、委員の出席状況について御報告をさせていただきます。

本日は、椎名委員より欠席の御連絡をいただいております。また、現在、竹川委員がお見えになっていません。

第18期審議会は委員の方14名の皆様の組織でございます。14名中12名、過半数の委員に御出席をいただいていることから、審議会は成立してございます。御報告を申し上げます。

それでは、改めまして第18期委員の御紹介をさせていただきます。御手元の資料の委員名簿を御覧ください。

名簿の順に御紹介をさせていただきます。

大変恐縮でございますが、お名前をお呼びした委員の方は簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

まず、学識経験者委員を御紹介させていただきます。

東京農業大学地域環境科学部教授の斎藤馨委員です。

斎藤委員 斎藤です。よろしくお願いします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授の山本清龍委員です。

山本委員 山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

千葉大学グランドフェローの池邊このみ委員です。

池邊委員 池邊でございます。千葉大学ではありますが、新宿区民で、生まれも育ちもずっと河田町に住んでおります。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 筑波大学大学院人間総合科学研究群准教授の伊藤弘委員です。

伊藤委員 伊藤でございます。よろしくお願いします。

みどり公園課長 早稲田大学等非常勤講師の渋江桂子委員です。

渋江委員 渋江です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 以上、5名の委員でございます。

次に、区民委員を御紹介させていただきます。

新宿区町会連合会の吉川信一委員です。

吉川委員 吉川です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

新宿区商店会連合会の竹川司委員は、本日、まだお見えになっていないところでございます。

新宿区婦人団体協議会の渡辺芳子委員です。

渡辺委員 渡辺でございます。

婦人団体協議会というのは新宿区にできました女性団体の第1号で、今年で75年になります。その間ずっと活動させていただいております。よろしくお願いします。

みどり公園課長 新宿区地区青少年育成委員会の太田幸一委員です。

太田委員 太田でございます。よろしくお願いいたします。戸塚地区の会長をしております。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

そして、公募による選考で委員とられました岩本達彦委員です。

岩本委員 岩本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

祖父の代から数えますと、昭和の前ですから、約100年以上新宿区に住んでいます、新宿区の将来のために……

みどり公園課長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、みどりの保護と育成に関する団体から推薦をいただきました委員を御紹介をさせていただきます。

一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部の菊池映子委員です。

菊池委員 菊池と申します。大久保の辺りで設計事務所をやっております。私も生まれも育ちも新宿でして、西戸山公園辺りを幼少期の頃は元気に走り回っておりました。現在も新宿区におります。よろしく願いいたします。

みどり公園課長 よろしく願いいたします。

一般社団法人日本樹木医会東京都支部の椎名豊勝委員です。本日は欠席でございます。

公益財団法人日本自然保護協会の大野正人委員です。

大野委員 大野です。よろしく願いします。

みどり公園課長 よろしく願いいたします。

公益財団法人都市緑化機構環境緑化技術共同研究会の藤田茂委員です。

藤田委員 藤田です。よろしく願いします。

みどり公園課長 以上、よろしく願いいたします。

今期、第18期の審議会は、今、御紹介申し上げた14名の委員の方での組織となります。今後2年間となりますが、どうぞよろしく願いを申し上げます。

ここで、今期、区民委員につきまして公募を行いましたので、概略を御説明させていただきます。

前期、第17期においては、公募委員2名に御就任いただきございました。今期、第18期におきましても、定員2名として令和7年5月15日から6月16日までを期間として募集を行い、4名の区民の方に応募していただきました。応募いただいた方には、応募作文や面接の審査を行い、1名を合格者として委員の委嘱を行いました。先ほど御紹介を申し上げた岩本委員でございます。

こうした経過によりまして、2名の枠のところ1名となったことから、当審議会、第18期

の審議会は14名で組織いただくものでございます。前期の15名から今期は14名の委員の皆様の運営となります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして審議会の事務局を紹介させていただきます。

担当部署はみどり土木部みどり公園課みどりの係です。

まずは、先ほど退席をさせていただきましたみどり土木部長の関口でございます。

担当課として、私、みどり公園課長の女川でございます。

みどりの係長の村上でございます。

村上みどりの係長 よろしくお願ひします。

みどり公園課長 みどりの係の城倉です。

事務局（城倉） 城倉です。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 同じくみどりの係、前田です。

事務局（前田） 前田です。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き順次議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の会議でございますが、先ほど申し上げました午前12時を目途と考えてございます。議事の進行に御協力のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

◎会長の選出等

みどり公園課長 それでは、議事次第、項番2の「会長の選出等」に進ませていただきます。

まず、会長と副会長をお決めいただき、その後、会長に小委員会の委員の指名をお願いしたいと存じます。

資料4の新宿区みどりの条例及び同施行規則を御覧ください。

施行規則第30条において、本審議会の会務を総理する会長と会長を補佐する副会長は委員の互選によると規定されてございます。

ただ、本日初めて審議会に御出席、お顔合わせをする委員の方もいらっしゃいます。初めてお会いする中で、なかなか投票でお決めするのも難しいものでございます。

そこで、事務局からの提案ではございますが、まず、立候補または推薦により候補者を選出いただき、改めて委員全員にお諮りをして御了承をいただき、会長及び副会長をお願いするというのはいかがでしょうか。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

みどり公園課長 ありがとうございます。

では、早速ではございますが、会長または副会長に立候補される方、あるいはどなたかを御推薦という方はいらっしゃいますでしょうか。

渡辺委員 渡辺でございます。大変せん越なんですけれども、長らくこの土地におりまして、もしできましたら御推薦させていただきたいと思っております。

去年までなさっていた齋藤先生、山本先生、私は本当に素人なんですけれども、大変分かりやすく、真摯に御対応くださりまして、何かみどりの推進審議会が楽しくなりました。大変御多忙と思えますけれども、できましたら齋藤先生に会長、そして、副会長に山本先生、よろしくお願ひしたいと思えますが、いかがでございましょうか。お願ひいたします。

みどり公園課長 ただいま渡辺委員から、齋藤委員を会長に山本委員を副会長に御推薦との御意見がございました。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、改めて委員の皆様にお諮りをいたします。第18期審議会の会長を齋藤委員、副会長を山本委員にお務めいただくということで御異議ございませんでしょうか。

(拍手する者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、第18期の会長を齋藤委員に、副会長を山本委員に決定させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、齋藤委員、山本委員は、それぞれの会長席、副会長席への御移動をお願いいたします。

(会長席、副会長席へ移動)

みどり公園課長 それでは、齋藤会長と山本副会長より改めてそれぞれ一言御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

齋藤会長 齋藤です。

私は新宿区に住んだことがないんですけれども、前期会長をやらせていただいて、その前も委員をやらせていただいて、そこそこの状況は分かるかと思うんですが、今期もどうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手する者あり)

みどり公園課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、山本副会長よろしいでしょうか。

山本副会長 副会長を拝命しました山本でございます。

新宿区は非常に開発圧が強いところで、どういうふうにみどりを守っていくかということが大きな課題だとは思っているんですけども、この審議会の中で、私も結構新宿区について理解を深めてまいりまして、こういうことができるんじゃないかという提案が少しできるようになってきたんじゃないかなとは思っているところです。

齋藤会長を支えながら頑張りたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(拍手する者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。会長、副会長、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより司会進行を会長にお願いしたいと思います。齋藤会長、よろしくお願いいたします。

齋藤会長 それでは、よろしくお願いいたします。

議事次第ですと、「小委員会委員の指名」となります。事務局から小委員会について説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、小委員会について少し御説明をさせていただきたいと思います。資料5を御覧ください。

件名「新宿区みどりの推進審議会小委員会について」になります。御覧ください。

みどりの推進審議会小委員会は、新宿区みどりの条例第28条の2に基づく組織です。例えば、至急の事案が発生して、みどりの推進審議会が速やかに開催することが難しい場合に開催する委員会が小委員会でございます。平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るため創設した制度でございます。

新宿区みどりの推進審議会では、審議事項はみどりの条例第27条で規定されているとおり「みどりの保護と育成に関する計画に関すること。」など7項目になってございます。そして、小委員会の審議事項は、この7項目のうち「保護樹木等の指定及び解除」と「みどり公園基金の処分」という2項目になってございます。

小委員会の委員の人数は8人以内とし、審議会の委員の中から会長が指名いたします。また、小委員会には委員長を置くこととし、こちらでも会長が指名いたします。

小委員会についての御説明は以上でございます。

齋藤会長 それでは先に委員を指名させていただきます。学識経験者からは、私、齋藤と山本

副会長と渋江委員、区民委員からは、渡辺委員、太田委員、岩本委員、団体構成員からは、椎名委員、藤田委員にお願いしたいと思います。

これについて、皆さん、いかがでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにお願いいたします。

みどり公園課長 引き続き、小委員会の委員長の指名をお願いいたします。

斎藤会長 指名する前に小委員会の委員長について事務局から説明をお願いします。

みどり公園課長 では、こちらでも事務局から少し御説明させていただきます。

小委員会の委員長は、みどりの条例施行規則第32条の2第2項において、会長の指名によると定められておりますが、過去に小委員会の制度ができた最初の審議会の議論の中で、小委員会は、人数は少ないが審議会と同等の役割と責任がある。また、小委員会は、分科会や期間限定の専門機関とは異なり、審議会が縮小したものであると考えられます。これらを考慮いたしますと、審議会の会長が委員長につくことが望ましいという結論になり、以後、審議会の会長に小委員会の委員長をお願いしていたという経緯がございます。

こうしたことから、事務局といたしましては今期も同様に審議会の会長に小委員会の委員長をお願いしたいと考えますが、皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(拍手する者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。皆様、御異議がないようでございますので、会長に小委員会の委員長をお願いしたいと思います。

斎藤会長、いかがでしょうか。

斎藤会長 承知しました。小委員会委員長も私が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

みどり公園課長 斎藤会長、ありがとうございます。

ただいま第18期のみどりの推進審議会の会長、副会長、また、小委員会の委員長、委員が決定をいたしました。ありがとうございました。

組織が整いましたので、これから次第の項番3、審議に入ってまいりたいと思いますが、審議会の開会后、しばらく時間も経過しておりますので、ここで一旦、休憩をとらせていただきたいというふうに思います。

(「要らないんじゃない」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 要らないでしょうか。30分しかたっていないので、よろしいでしょうか。

では、まだ30分ということですので、引き続き進めさせていただきたいと思えます。

◎審議

齋藤会長 それでは、休憩なしで。皆さん、大丈夫だということなので。

それでは、次第3の審議のほうに移らせていただきます。

本日の審議事項は、「保護樹木等の指定及び解除について」の1件のみですが、事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、「保護樹木等の指定及び解除について」御説明をさせていただきます。

はじめに、保護樹木制度について簡単に概要を御説明させていただいてから、本日の審議事項を説明させていただきます。

担当より御説明をさせていただきます。

事務局（前田） みどりの係の前田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、保護樹木制度について御説明させていただきます。お手元の資料6の「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」の小冊子を御覧ください。

まず、1ページの「みどりの文化財（保護樹木等）」についてですが、新宿区では大きな樹木等を残していくために、区が指定した樹木等については維持管理費用の一部として助成金を出す等の支援を行っています。

主な支援が2ページに記載されていますが、まず第1に助成金の支給。樹木や樹林、生垣で金額は異なりますが、1人の所有者に年間最大9万円まで助成金を出しています。

そして、第2に保険への加入。これは保護樹木が第三者に対して、対人・対物の事故を起こした際に最大2億円までを補償する保険に加入いたします。

そして、第3に緊急時の維持管理です。台風等によって枝が折れ、通行人にけがをさせる危険や、枝が落ち、通行の支障等になった場合は、区で枝の処分を行います。

そして、第4ですが、3ページに移りまして、移植にかかる助成金の一部を助成いたします。保護樹木を移動させる必要があるときに、樹木1本当たり最大30万円まで助成いたします。

4ページから6ページについては、普段の樹木の維持管理方法等について記載しています。

そして、最後に7ページですが、保護樹木の指定と解除の流れが記載されています。

今回新たに保護樹木に指定及び解除される樹木は、所有者の方から申出のあったものについて、区の職員が現地で調査を行い、申請書を出していただき、この審議会で審議をしていただいてから指定及び解除という流れになります。

以上で、保護樹木制度についての御説明を終わります。

続きまして、本日、御審議をいただきます「保護樹木等の指定及び解除について」、資料2に基づき御説明をさせていただきます。

本日御審議いただきます案件は、民有地における新規指定及び指定解除に関するものです。これらの詳細につきまして、映像を交えて引き続き御説明をさせていただきます。

保護樹木等の指定及び解除については、前回の審議会の令和7年2月8日から本日令和7年10月21日までに申出があったものです。

御審議いただく保護樹木等の指定及び解除件数は前のスクリーンのとおりで、公有地保護樹木は、指定、解除ともに案件はございません。民有地保護樹木は、指定10件、指定本数32本、解除件数14件、解除本数26本です。民有地保護樹林は、解除1件、512平方メートル。指定はございません。民有地保護生垣は、指定1件、24メートル。解除はございません。

それでは、保護樹木の指定の案件から御説明いたします。

民有地の保護樹木の指定案件は10件、32本です。

1件目は、西新宿二丁目の神社にあるイチョウ1本、スダジイ1本、ソメイヨシノ1本です。

2件目は、西早稲田三丁目の神社にあるイチョウ1本です。

3件目は、西落合四丁目の個人宅にあるソメイヨシノ1本です。

4件目は、百人町三丁目の集合住宅のヒマラヤスギ1本、トウカエデ10本、マテバシイ2本、ケヤキ4本、イチョウ1本、計18本です。

次のページに移ります。

5件目は、中落合四丁目の個人宅にあるスダジイ1本です。

6件目は、新宿六丁目のお寺にあるソメイヨシノ1本、タイサンボク1本です。

7件目は、原町三丁目の会社にあるイチョウ1本です。

8件目は、下落合二丁目の個人宅にあるオオシマザクラです。

9件目は、舟町の集合住宅のソメイヨシノ1本です。

10件目は、下落合四丁目の会社が所有する敷地にあるケヤキ1本、ソメイヨシノ1本、テ

ウチグルミ 1 本です。

それでは、1 件ずつ御説明いたします。

1 件目は、西新宿二丁目の神社にあるイチョウ 1 本、スダジイ 1 本、ソメイヨシノ 1 本です。

この神社は、現在、保護樹木を16本所有しており、今年の4月に保護樹木の樹名板の文字がかすれたので交換に伺ったところ、新たに保護樹木に指定できる樹木があったので、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

1 本目は、幹回りが1.65メートル、高さが12メートルのイチョウです。根元が石張り舗装されていますが、外観上幹に目立つ腐朽等は見られず、樹勢良好です。

2 本目が、幹回り1.24メートル、高さ6.7メートルのスダジイです。剪定により樹冠が小さめですが、生育良好です。太枝切除後の腐朽が見られますが、樹皮の巻き込みが進行しており、今後、この傷はふさがると思われます。

3 本目は、2 本立ちで、幹回りが1.21メートル、1.57メートル、高さが12メートルのソメイヨシノです。西側に、保護樹木の大きなイチョウがあり、日照に幾らか影響がありますが、それを避けて枝が南側と東側に大きく張り出しています。また、外観上、幹に目立つ腐朽等は見られず、樹勢良好です。

以上により保護樹木の指定をお諮りするものです。

2 件目が西早稲田三丁目の神社にあるイチョウ 1 本です。この神社には既に7本の保護樹木があり、既存の保護樹木の剪定管理に入った際に、保護樹木に指定できる樹木があったので、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

幹回り1.34メートル、高さ15メートルです。まだ若いイチョウの木ですが、大きさの割に樹高が高くなっています。

) 3 件目は、西落合四丁目の個人住宅にあるソメイヨシノ 1 本です。幹回りは2.2メートル、高さ5.9メートルです。コンクリート舗装により根元の土の露出が少ないですが、所有者により定期的に剪定管理をされており、樹木全体の樹勢は良くなっています。

4 件目は、百人町三丁目のトウカエデ10本、ケヤキ4本、マテバシイ2本、ヒマラヤスギ1本、イチョウ1本の5種18本です。

このマンションには既に43本の保護樹木が存在しています。この土地は、もともと国の官舎跡地を40年ほど前に再開発したもので、当時から広い樹林があった土地です。今年の4月にマンションの理事長から、まだ保護樹木に登録されていない樹木が大きくなったので、基

準を満たすかどうか調査をしてほしいと連絡がありました。調査をしたところ、この18本が基準を満たしていたので、指定をお諮りするものです。

樹木の本数が多いので、簡単に写真で紹介のみさせていただきます。

1本目が、幹回り1.30メートル、高さ12メートルのヒマラヤスギです。

2本目が、幹回り1.23メートル、高さ7メートルのトウカエデです。

3本目が、幹回り1.2メートル、高さ6メートルのトウカエデです。

4本目が、幹回り1.51メートル、高さ11メートルのトウカエデです。

5本目が、幹回り1.2メートル、高さ7.5メートルのトウカエデです。

6本目が、幹回り1.53メートル、高さ10メートルのトウカエデです。

7本目が、幹回り1.36メートル、高さ9.3メートルのトウカエデです。

8本目が、2本立ちで、幹回り0.86メートルと0.94メートル、高さ7.8メートルのマテバシイです。

9本目が、幹回り1.3メートル、高さ7.9メートルのトウカエデです。

10本目が、幹回り1.28メートル、高さ6.8メートルのトウカエデです。

11品目が、幹回り1.22メートル、高さ6.6メートルのトウカエデです。

12本目が、幹回り1.56メートル、高さ16メートルのケヤキです。

13本目が、幹回り1.4メートル、高さ16メートルのケヤキです。

14本目が、幹回り1.57メートル、高さ15メートルのケヤキです。

15本目が、幹回り1.21メートル、高さ11メートルのトウカエデです。

16本目が、幹回り1.55メートル、高さ15メートルのケヤキです。

17本目が、幹回り1.35メートル、高さ11メートルのイチョウです。

18本目が、4本立ちで、幹回りが0.66メートルと0.65メートルと0.68メートルと0.51メートルで、高さ6.2メートルのマテバシイです。

以上で、この百人町三丁目の案件は終了です。

住民の方も樹木の保護について積極的に考えているため、保護樹木にお諮りするものです。

5件目が、中落合四丁目の個人住宅のスダジイ1本です。所有者の方がホームページを見て、御相談があったものです。

現地で立会い調査を行ったところ、指定の条件を満たしていたので、指定をお諮りするものです。

幹回り1.75メートル、高さ5.3メートルのスダジイです。個人の道路に面した庭に植わっ

ていて、1年ごとに剪定の管理がよくされていて、樹冠がまとまっています。幹の一部にキノコの発生が見られますが、樹形・樹勢ともに良好です。

6件目が、新宿六丁目にあるお寺のソメイヨシノ1本とタイサンボク1本です。7月に所有者から、敷地内の別の保護樹木について解除の相談があり、現地で解除と指定の調査を併せて行ったところ、基準を満たしていたため、今回、指定についてお諮りするものです。

1本目が、幹回り2.75メートル、高さ10メートルのソメイヨシノです。上部の枝に一部枯れが見られますが、全体的に樹形・樹勢ともに良好です。

2本目が、幹回り1.51メートル、高さ7.1メートルのタイサンボクです。定期的な剪定が行われていて、樹冠はやや小さめです。外観上目立つ腐朽等は見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

7件目が、原町三丁目の社会福祉法人のイチョウ1本です。敷地内の別の樹木で、その相談に伺ったところ、保護樹木の対象となる樹木があり、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

幹回り2.31メートル、高さ13メートルのイチョウです。幹の一部に腐朽が見られますが、その周辺の樹皮に巻き込みが見られ、樹勢等に影響はないと思われます。

8件目が、下落合二丁目の個人住宅のオオシマザクラ1本です。所有者の方がホームページを見て、御相談があったものです。現地で立会い調査を行ったところ、指定の条件を満たしていたので、指定をお諮りするものです。

幹回り1.63メートル、高さ8.8メートルのオオシマザクラです。隣地のマンションに近くなっていますが、所有者とマンションの間で良好なコミュニケーションが取られていて、樹木の管理も定期的にされているので、樹木の維持に支障がないものと現地で確認をしました。

9件目が、舟町の集合住宅のソメイヨシノの1本です。所有者の方がホームページを見て、御相談があったものです。

幹回り1.97メートル、高さ9.4メートルのソメイヨシノです。電線に枝の一部がかかっていますが、近日中に剪定に入り、電線への支障は軽減されます。樹勢も良好なので、指定をお諮りするものです。

10件目が、下落合四丁目の会社が所有する敷地にケヤキ1本、ソメイヨシノ1本、テウチグルミ1本の合計3本です。管理会社の方が樹木の保護に積極的で、区の窓口に相談に来られたので、現地を確認し、指定の基準を満たしていたので、指定をお諮りするものです。

1本目が、幹回り1.94メートル、高さ15メートルのケヤキです。外観上幹に目立つ腐朽等

は見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

2本目が、幹回り2.47メートル、高さ12メートルのソメイヨシノです。葉は夏に大量のモンクロシャチホコの食害によってついていませんが、今後の生育には影響はないと考えています。

3本目が、幹回り1.29メートル、高さ10メートルのテウチグルミです。やや深植えですが、外観上目立つ腐朽等は見られず、樹勢は良好です。

続いて、保護生垣の指定について御説明いたします。

私有地の保護生垣の指定案件は、1件、延長24メートルです。

下落合二丁目の集合住宅にあるサザンカ、ヒイラギモクセイの生け垣です。マンションの理事長から、保護生垣の対象となる樹木があるので調査をしてほしいと依頼があり、調査を行ったところ、基準を満たしていたので保護生垣として指定をお諮りするものです。

延長24メートル、高さ1.9メートルの生け垣で、サザンカ、ヒイラギモクセイ、キンモクセイ等が混植された生け垣で、刈り込み等の適切な管理がされていて、樹勢も良好です。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

私有地の保護樹木の解除は14件、26本です。

1件目は、富久町のソメイヨシノです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

2件目は、西早稲田一丁目のイロハモミジです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

3件目は、市谷八幡町のソメイヨシノ2本です。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

4件目は、下落合四丁目のスダジイ1本、ケヤキ3本の合計4本です。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

5件目は、下落合四丁目のケヤキ2本です。こちらも土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

6件目は、クヌギ4本、エノキ1本の合計5本です。管理が困難になったため、解除の申出がありました。

続いて、7件目がヒマラヤスギです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

8件目は、エノキとムクノキです。管理が困難になったため、解除の申出がありました。

9件目がクロマツです。管理が困難になったため、解除の申出がありました。

10件目は、メタセコイアです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

11件目は、ムクノキです。こちらも管理が困難になったため、解除の申出がありました。

12件目は、アカマツです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

13件目は、ミズキです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

14件目が、スダジイ2本、シラカシ1本の合計3本です。管理が困難になったため、解除の申出がありました。

それでは、個別に御説明いたします。

1件目が、富久町のお寺のソメイヨシノ1本です。桜の保護樹木を3本所有されていて、1本が枯れてしまったので指定解除したいと申出がありました。

現地調査を行ったところ、ほとんどの枝が枯れていて、幹にコフキタケも発生していました。また、この桜は寺の参拝者の通り道にあり、所有者は倒木することを非常に危惧しており、全体的に衰弱していることから指定解除をお諮りします。

2件目が、西早稲田一丁目のお寺のイロハモミジ1本です。

敷地内に保護樹木が5本あるうちの1本が2年前から衰弱しており、今年の4月に調査を行ったところ、枝枯れと根元の腐朽が顕著になっており、回復の見込みもないため解除をお諮りします。

3件目は、市谷八幡町の神社にあるソメイヨシノ2本です。所有者から、桜が枯れてしまったので指定解除したいと申出がありました。

1本目は、のり面に植わっているソメイヨシノです。ほとんどの枝が枯れており、枝折れした際にのり面下に落ちる危険性も高いため、解除をお諮りします。

2本目が、境内付近にあるソメイヨシノです。こちらもほとんどの枝が枯れており、かなり衰弱していて、回復の見込みがないため、解除をお諮りします。

4件目が、下落合四丁目の個人が所有している敷地のケヤキ3本、スダジイ1本です。5月に所有者から、土地の売却を予定しており、保護樹木を解除したいと申出がありました。買い手の不動産の業者に、保護樹木を残すことはできないかお願いをしましたが、保護樹木が敷地と二項道路の境界に生育していて、建築を行う際は4メートルの道路幅員が必要で、伐採せざるを得ない状況となっています。そのため指定解除をお諮りします。

1本目は、幹回り2.58メートルのスタジイです。こちらは先ほどお話しした道路のセットバックとは関係ない位置なのですが、敷地の中央にあり、建築行為の際に支障になるため解除を諮お諮りします。

2本目は、幹回り1.94メートルのケヤキです。

3本目は、幹回り2.43メートルのケヤキです。

4本目は、幹回り3.02メートルのケヤキです。

5件目は、下落合四丁目の個人が所有しているケヤキ2本です。先ほどお話しした土地と隣接しており、所有者も先ほどの方の親族になります。こちらも同様に、土地の売却により保護樹木の解除の申出があったので、指定解除をお諮りします。

1本目は、幹回り2.43メートルのケヤキです。

2本目は、幹回り1.48メートルのケヤキです。

6件目は、中落合二丁目の集合住宅のクヌギ4本、エノキ1本です。マンションの所有者から、保護樹木が擁壁にひび割れを起こしているということで、指定解除の申出がありました。対象の保護樹木は、隣接地との境界近くに並木状に存在しています。

1本目、幹回り1.87メートルのクヌギです。

隣接地との境界は高さ5メートルほどの高低差があり、当該敷地が低く、コンクリート擁壁で土留めしてあります。この擁壁の上部の幅が50センチメートル程度しかなく、そこに保護樹木が植わっています。そして、その擁壁にひび割れが生じています。

原因としては、保護樹木が成長してきて幹が太り、根も大きくなったことにより擁壁を押ししているためです。実際に、指定番号のH3—68クヌギの幹回りが、平成3年に測定したときには1.4メートルでしたが、現在では2.01メートルになっています。今後の安全性を考慮すると解除もやむなしということで、解除をお諮りするものです。

2本目、幹回り2.01メートルのクヌギです。

3本目、幹回り1.27メートルのエノキです。

4本目、幹回り1.4メートルのクヌギです。

5本目、幹回り1.29メートルのクヌギです。

7件目が、下落合二丁目の集合住宅にあるヒマラヤスギ1本です。

幹回り1.7メートルのヒマラヤスギです。保護樹木を5本所有していて、そのうちの1本のみ枝に葉がつかなくなったと連絡があり、現地を調査したところ、大きな枝も枯れており、回復の見込みがないため指定解除をお諮りします。

8件目、指定の6件目で御説明した新宿六丁目のお寺が所有するエノキ1本とムクノキ1本です。こちらの2本の樹木がお隣のお寺の敷地に根元がはみ出していて、今後の管理ができないので指定解除をしたいと申出がありました。隣地の墓石に根元が近づいており、所有者は隣地の墓石に影響が出ることを危惧しているため指定解除をお諮りします。

1本目、幹回り1.65メートルのエノキです。

2本目、幹回り2.12メートルのムクノキです。

9件目、高田馬場一丁目の神社のクロマツ1本です。

所有者より、クロマツの剪定のため職人がこの木に登ったところ、風により横揺れがひどく、今後の管理ができないと言われたので解除したいと申出がありました。

現地の調査に行ったところ、幹の下方に枝がなく、十数メートル上空から枝が出ており、枝の出方も片枝状でバランスが悪く、風が吹くとかなり揺れるのを確認しました。

対策として、周辺の樹木とコブラロープで結合する等の対策も検討しましたが、それに耐えられる樹木も周りになく、今後の管理が難しいため指定解除をお諮りします。

10件目、百人町二丁目の個人宅のメタセコイア1本です。

所有者の方から、急遽土地の売却をすることになったので指定解除をしたいと相談がありました。

現地の調査の際に所有者と話をしましたが、売却後も残したい意向ではありますが、取引に影響があるため指定解除したいとの申出がありましたので、指定の解除をお諮りします。区としては、仲介の不動産業者にも、残してもらえるのであれば再び指定することもできますという説明はしてあります。

11件目、原町二丁目のお寺のムクノキ1本です。敷地の端に存在する保護樹木が墓石に近く、墓石を押しており、隣地住宅にも接近しているので解除をしたいと申出がありました。

こちらのお寺は、ほかにも特別保護樹木2本を含む10本の保護樹木を所有されています。特別保護樹木の周りのお墓を既に移動させていて、樹木の保護を積極的にされています。特別保護樹木など負担が大きいため、こちらの問題のある樹木については解除をお諮りします。

12件目、中井二丁目の個人住宅のアカマツ1本です。

9月に消費者の方から、アカマツが枯れたと連絡があったので、現地調査を行いました。数年前から徐々に枯れてきており、定期的に様子を見るようにしていましたが、今回の調査で葉が全て茶色くなっており、回復の見込みがないため解除をお諮りします。

13件目、笹笥町のお寺のミズキ1本です。

所有者の方から保護樹木の調子が悪いと相談があったので、現地調査を行ったところ、枯損していて、回復の見込みがないため解除をお諮りします。

14件目、集合住宅の中井二丁目のスタジイ2本、シラカシ1本です。

所有者が敷地内の全ての樹木の管理を行っていましたが、所有者の高齢化や体調不良により一部管理に問題のある樹木を解除したいと相談がありました。

1本目、スタジイです。隣接地の境界近くに生育していて、枝の越境や落ち葉が相手の敷地内に落ちる等の問題があります。

2本目、スタジイです。こちらも隣接地に近く、太枝が隣地の屋根の上にまでかかっている状況です。また、毎年、スズメバチが営巣していました。

3本目、シラカシです。こちらも隣接地に近く、落ち葉等の問題がありました。

以上の3本を所有者で毎年剪定管理を行っていましたが、所有者の高齢化や体調不良によって管理が難しくなったため、近隣との問題があるこちらの樹木の指定解除をお諮りします。

続いて、保護樹木の解除案件について御説明いたします。

解除件数は1件、面積は512平方メートルです。

保護樹木の指定解除で先ほど御説明いたしました下落合四丁目の個人住宅の敷地内にある保護樹林です。建築行為を予定しているため、保護樹林についても指定の解除をお諮りします。こちらが上空から見た写真になります。

以上で、保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて民有地保護樹木が1,304本で、前回から6本の増、保護樹林が9万1,102平方メートルで、512平方メートルの減、保護生垣が1,311メートルで、24メートルの増となります。

説明は以上です。

また、今回、補足事項として保護樹木等に対する維持管理費の一部助成に関して御報告がございます。

当該助成につきましては、毎年10月1日を基準日として、その日に存在する保護樹木等を対象に交付を行ってございます。例年、この基準日に間に合うよう本審議会を開催し、保護樹木等の指定・解除の御審議をいただいているところです。

ところが、今回は、委員の改選や区民委員の公募等も重なり、この基準日を超えての審議会開催となったため、年度当初から指定をお待ちしていただいている申請者への今年度の助

成金交付が行えないなど、例年に比べ、著しく不平等が生じる恐れがございます。

幸い助成に係る条項には、例外規定としてただし書きに、区長が必要と認めるときには別の時期を基準日とすることができる旨を定めてございます。区といたしまして、本年はこの規定を適用し、当審議会で御審議をいただく本日以降を基準日とすることで、新規指定の保護樹木等を助成対象といたしたいと考えてございます。この点も踏まえ、御審議をお願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

今日以降に基準日が移せるということで。

それでは、審議を進めたいと思います。

ただいま事務局から説明があった指定及び解除、全部まとめてですけれども、御意見や御質問がある方はお受けいたしますので、お願いいたします。

吉川委員、お願いいたします。

吉川委員 御説明ありがとうございます。大変参考になりました。

ただ、私、再三の報告で疑問に思ったのは、コンクリートが出ておりましたので、念のために。

どのぐらいのコンクリートの規模なのか、また、コンクリートによっては生育に悪い影響があるのではないかといういささか個人的な疑問でございますが、不安でございますので、その点につきまして御説明していただければ幸いです。

何か、コンクリートがありましたよね。

斎藤会長 何か、2本ぐらいあったんじゃないかな。

事務局（城倉） 2本あります。

ないにこしたことはないです。

吉川委員 そうですよ。何でコンクリートなのかなと思った。

事務局（城倉） 人や車が出入りするために、所有者が舗装することがあります。

吉川委員 車の出入り。

事務局（城倉） 場所によっては何か所かあるんですけども、所有者としては敷地の利用のためにコンクリートを打っています。木の根は、枝を張っている以上の幅で地面の中に張っています。

吉川委員 地面のほうにかなり深く……。

事務局（城倉） 深く、広く張っています。

吉川委員 広く伸びていますか。

事務局（城倉） 昨日今日植えたりした木ではないので、ここまで順調に育っているということは、舗装はないにこしたことはないのですけれども、あっても余り根に影響ないのかなという判断をさせていただいています。

吉川委員 シンプルに言えば、栄養についても影響ないということですか。

事務局（城倉） 全く影響ないかはわかりませんが、育っていくうちに少しは影響あると思いますが、現時点では問題ないということで判断をいたしました。

吉川委員 分かりました。どの程度のあれかなと思いついて、また、不安に思いついて。根本がどうなっているのか、大変心配になりましたので御質問させていただきました。了解。

斎藤会長 はい、ありがとうございます。

渡辺委員 いいですか。

斎藤会長 はい、どうぞ。

渡辺委員 これだけの保護樹木、お疲れさまでした。生け垣、すばらしいですね。

1つ気になりましたのは、舟町のソメイヨシノ。お庭じゃなくて、全部通りに出ている感じなんですけれども、これは歩くところは大丈夫なんですか。

事務局（城倉） 1段高くなっているところに植わっています。60センチぐらいのレンガで囲まれた枠の中にあります。

このマンションを持っているオーナーさんとお話をしたのですけれども、このマンションが40年ぐらい前にできたときに植えたということで、そんなに樹齢が過ぎている木ではなさそうです。

ただ、通りに面してはいるのですけれども、剪定することによって樹勢は保てるのかなという判断をさせていただきました。

渡辺委員 分かりました。

事務局（城倉） 枝にかかっている電線には保護材も巻いてあるような状況でしたので大丈夫かなと判断しました。これから剪定なさるということで、大丈夫かなというふうに考えております。

渡辺委員 ありがとうございます。

斎藤会長 ほかにはいかがでしょうか。

吉川委員。

吉川委員 一つ。何か、最後のほうに体調が不良のため管理がとございましたね。保護樹木で

すから、それを育てる方の体調の管理まではしかねると思いますが、体調がよくないからというんだと何か寂しいような気がしましてね。これはどうにかならないんですかね。何かありましたよね、最後のほうに。体調が不良って、人間ですから体調が不良のこともございますよね。また、逆に健康になることもあるんで、そういうことで不良ということについてはもう少し御説明がいただきたいかと思うんですが。

事務局（城倉） 実は、この敷地はかなり広い敷地で、マンションが中に建っていて、オーナーさんの土地なのですけれども、まだ全部で10本ぐらいの保護樹木があります。その管理を全て御自分でなさっているのですね。もう70の後半になる方なのですけれども、自分で木に登って全部剪定をするというような状況で、もうお年なんだからできるだけやめてくださいというお話を前々からしていたのですけれども、いや、元気なうちはやるということでやっていますけれども、最近、けがをして体調を崩してしまいました。お会いしたときも松葉づえをついているような状況で、管理がしにくくなってしまった状況です。

しっかり手入れをされていただくのはいいのですけれども、強い剪定をなさるものですから、少し空洞ができたりですとか、樹勢が少し弱くなってきています。そういう状況でした。

隣との地境に接している樹木です。なおかつ、これを指定したのが昭和56年ですから、もう指定してから40年以上たっていて、木そのものが、幹は太くなるし、枝も太くなるしで、なかなか管理が難しくなっているということで、全部の樹木ではなくて、木の状況が余りよくないものについて3本だけ解除したいというようなお話があったので、やむなしかなということでお諮りしているものでございます。

吉川委員 よく分かりましたが、これからはもう年寄りが多いんですよ。一般的に年寄りが多いから、保護樹木管理している人たちも年寄りが多くなってくるんじゃないかと思しますので、その点についての手当てを少しどうにかならないものかと。年寄りが多くなっても管理しやすいようなことも考えましたので、できたら年寄りが多くなっても保護樹木を管理しやすいような何かアイデアがありましたら、よろしくお願ひしたいとお願ひするわけでございます。ありがとうございました。

斎藤会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

洪江委員。

洪江委員 洪江です。御説明ありがとうございました。

先ほど基準日の移行のお話があったと思いますが、保護樹木を持っていらっしゃる方々が

安心して管理できるように、移行をスムーズにさせていただければというふうに思います。

それから、コメントと質問なんですけど、1つ目のコメントは資料6にありますこのガイドブックの1ページ目、2ページ目にあるような保護樹木の所有者が安心して保有できる様々な仕掛けが、2ページ目ですね。助成金の支給とか、特に賠償責任の保険の加入とか、緊急時の維持管理とか、こういうのがしっかり整って、皆様の御助力によって、あるいは長い間の積み重ねによってできているというのはすばらしいことだなと思います。今後も続けていただければと。

特に、資料2になりますけれども、今回、40年前から樹林を保護されてこられたマンションの方たちがさらに保護樹木も指定をされているというのは、こういった安心感もあってかなと思いますので、ぜひ今後も継続するとういかなというふうに思います。

1点質問なのは、3ページ目にございます保護樹木の移植ですね。これは、聞き逃してしまっただのかもしれませんが、いつ頃できた制度で、もう大分前からなのかもしれない。大分前なら大分前でいいんですけども、そして、何か事例があるのか、その辺を教えてくださいなと思います。

以上です。

事務局（城倉） 移植制度ができたのは七、八年前だったかと思いますが、ちょっと詳しいことは追って調べないと分からないのですが、この実績は1件あります。

五、六年前ですけども、西落合に大手の企業が持っている大きな研修所がありまして、その敷地内で建物を建て替えるときに2本の保護樹木が障害になり、敷地内の移動ということで、2本の樹木を移植、助成金を出させていただきました。

1本はサクラで、余り樹勢はよくなかったのですが、もう1本はモミジの計2本の樹木を移植しました。事あるごとに見てはいるのですが、枯れてはいなくて、モミジは順調に育っているのですが、サクラはちょっと弱ってはいます。まだ生存はしている状況です。

ただ、普通の個人の家ですと、保護樹木になるほど大きな樹木は、移植というのは非常に難しいです。人手というか、その作業がなかなか難しい。運ぶためのクレーン車ですとか敷地内に入りにくいところがあります。たまたま、今回、条件があったので1件だけ移植させていただきました。そのような状況です。

洪江委員 ありがとうございます。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

大野委員 御説明ありがとうございます。

ちょっと質問なんですけれども、先ほどの吉川さんからの御質問、個人で管理していた場合のお話なんですけれども、この助成金の支給で維持管理に関わる費用の助成というのは、これは業者に剪定とか管理を発注した場合の助成なのか、それとも、保護樹木を持っている所有者の人が自分で管理していてもこの助成金は出るのか。条文を見ても、そこは明確には書いていないので、どちらもあり得るのかどうなのかなというのがちょっと気になりました。

個人であっても、それなりに労力がかかったり、処分費用もかかったりするでしょうから、それを別に否定するものではないんですけれども、その手続はどうなっているのかなというのを知りたいところです。

もう一つ、すみません。

解除されるもので、結構、クヌギが入っていたり、スダジイとかナラ、カシの類が結構あって、個別に見ている中でまだないような感じがするんですけれども、ナラ枯れが全国で、今、すごくはやってしまっていて、公園とか市民の森とかそういったところで、結構、ナラ枯れで枯れて、それが倒木したり、枝が落ちてきてけがをするなり、そういった事故も起きています。都内でも、多分、入り始めているとは思いますが、そういったナラ枯れに対する注意喚起というか、所有者の人たちは気にはしておいたほうがいいんじゃないかなという気はします。

その2点ですね。

事務局（城倉） 後のほうから先に御説明させていただきます。

ナラ枯れは新宿区内の公園でもかなり出ています。ただ、数年前からでていますが、最近、少し収まってきたのかなと思っています。

保護樹木についてナラ枯れで枯れたというのは、三、四年前に1本ありましたけれども、それ以降はそんなにないようですね、私どもの見ている限りでは。

公園だとか何本もある中では、このあたりで言いますと、下落合のおとめ山公園では、結構、10本以上の大きな木が枯れたりはしていましたけれども、保護樹木についてはその一、二本の例だけです。

助成金なんですけれども、基本的には、先ほど今年はちょっとずれたと言いましたが、10月1日時点で存在している樹木について、1本目については9,000円、2本目以降については4,500円の助成金を全ての方にお支払いしています。ただ、上限としては、たくさん樹木が

あっても9万円までということになっています。業者さんに頼んで1本剪定するのも9万円では収まらない状況、大きな木ですから何十万円もかかってしまうのが現状です。少しでも手助けになればいいなということでお支払いしているような状況です。

先ほど吉川委員もおっしゃいましたけれども、十分な助成金が出ればいいのですけれども、予算当局との問題もありますし、区内で1,300本以上の樹木がありますので、ちょっと上げるにも金額的にはぐっと上がってしまうというような状況があるので、なかなか難しいと思います。

その分、何か相談があったらお訪ねして御相談に乗りますとか、新宿区に出入りする業者さんでしっかりしたところを御紹介してやってもらうとか、あとはちょっと不具合があって大きな枝が枯れそうだとかという相談については、区の費用で少し剪定をするということもあります。ただ、それも予算が限られているので、毎年同じ樹木をお手伝いするというよりはちょっと難しい状況にあります。

大野委員 ありがとうございます。

申請があった方だけじゃなくて、指定されている方にも自動的に支払われるということですか。

事務局（城倉） 毎年10月過ぎた時点で資料をお渡しします。振り込み先だとか、どんな状況ですかというようなところを回答してもらって資料をお送りするのですけれども、助成金を希望しない方もいらっしゃいます。全ての方にお支払いするのではなくて、返信していただいた希望する方に振り込みで助成金をお支払いするというような状況になっております。

大野委員 ありがとうございます。

斎藤会長 よろしいですか。

岩本委員、お願いします。

岩本委員 私の子供の頃の新宿区の景色を思い浮かべると、明らかにもっとみどりの……。いろいろな住宅で、普通の家でしたので、今、こうやってビルが建って、淀橋浄水場のところも都庁が建ち、ああいう状態になっているんで、この後の御説明の緑地の面積にも関係するんですけども、明らかに減っているというか、大幅に減っているということが想定されるんですよ。

いろいろな状況で枯れてしまったから、やむを得ず伐採だとかあると思うんだけど、一点は、区としても新たに植樹する計画。要するに、長期的に、減るものがあるなら増えるものを出してみどりを保護していく。保護していくというのは、増やしていくというような

お考えはないのかどうかということ。

それから、新宿区として、一体、みどりはどのくらいの面積があったらいいのか。これもいろいろな基準があるんであれなんですけれども、私、長い間製造業に勤めておりまして、工場立地法だと20%以上のみどりがないと工場建設に着手できない。20%がどのくらい適正なのかどうかというのはちょっと専門ではないんで分かりません。とにかく、みんなそういうことを満たすように建設をしているんですね。

昨今、中井のほうでも家が建っていくんですけども、土地を壊してやるんだけれども、ほとんどみどりのない家だけの住宅。住宅事情にもよるんですけども、そういうのが建っていますので、何か一つの基準を設けてみどりを育成することと増設。植樹ですかね。植樹をして新たに増やしていくというお考えはないのかどうか。これは意見ですけども。

斎藤会長 いかがでしょうか。

事務局（城倉） まず、目標ですけども、この後に説明するみどりの実態調査の中で御説明させていただきます。

みどりを増やす方策は幾つかやっております。

まず、新宿区内で建物を建てる時に、敷地面積が250平方メートル以上ある場合は一定の緑化を義務づける条例があります。

小さい敷地でぎりぎりに家を建てる。それから、場所によっては90%以上の建蔽率なんかがあるとなかなか緑化は難しいので、一つの区切りとして、建築確認申請時の敷地面積が250平方メートルを超えると一定の緑化を行う。

また、西新宿とかで行われている大規模な開発行為等の場合はもっと厳しく。場合によっては、先ほどおっしゃった敷地面積の20%を緑化しなさいというような制度もございます。それをやることで、少しずつは、みどりがは増えている部分もあるのかなと考えております。

岩本委員 パーセント、目標を設定するのはいいんですけども、目標が環境だとか何かに対して適正な数値目標になっているのかどうか。

これはなかなか難しいんですけども、昨今の気候変動領域でいって、CDPだとかいう世界的なプロジェクトがあるんですね、CO₂を削減するという。その中にもみどりの緑地面積だったらCO₂が削減できるからというようなそういう削減にみどりが役に立っていると。炭酸同化作用で光合成が作用してCO₂を減らしていくという方向になっているんですけども、何かそういう目標があると、どのくらい植樹をしていかなきゃいけないとか、そういう保護はこれだけしていかなきゃいけないとかいう目安が立つと思うんです。

目標を設定する。今から検討するのであれば、目標がどの程度しなきゃいけないのかということ。ある程度その根拠ですよ。論理的というか、何か一つの目安の根拠になるような数値目標を設けられたらいいんじゃないのかなと思います。

事務局（城倉） 実はそれもあります。

みどりの基本計画というのを10年に一度改定しながら、もう何年もやっています。その中で、どのぐらいみどりを増やすのかというようなことをうたっています。

実際にどれだけ実行できるかはまた別の話で、5年ごとに実態調査をしまして、新宿区のみどりが、今、どれぐらいあるのかというような、前回と比べてどれぐらい増えているのか、減っているのかというような調査をしまして、その後の基本計画に生かしていくというような方策はしております。

岩本委員 増えたか減ったかはいいんですけども、新宿区だけ見てもしょうがないのかもしれないんですけども、新宿区の総量としてどれぐらいみどりがあったら適切なのか、適切な環境と言えるのかと。

工場は敷地面積20%ないといわゆる排ガスだとか何とかの対策にならないということをやっているわけで、そういう目標を設けられたら、これ以上増やしたらいい、これはちょっと抑えなきゃいけないとか、そういう対策につながっていくと思うんです。

事務局（城倉） 基本計画の中でそれはうたっています。

岩本委員 ああ、そうですか。目標の数値みたいなのはあるんですか。

事務局（城倉） 出ています。何%ということが出ています。

岩本委員 はい、分かりました。

斎藤会長 吉川委員。

吉川委員 ただいま大変難しいお話を聞かせていただきました。

みどりを増やしたら大変年数がかかるし、しっかりした計画がなければなかなかできるものではないです。

私ども笹筒地区でございますが、笹筒地区は、前回みどりの推進モデル地区に指定されまして、今回はほかの地区に変わりましたが、その間いろいろ施策をいたしまして、モデル地区になってから緑被率が増えております。何%か増えております。決して地区で減ったということではなく、数値を比べて見ていただければ分かるように、緑化推進モデル地区になりまして、笹筒地区は増えております。どこが増えたかということを簡単に申し上げますれば、外堀通り、桜並木がございます。あそこのみどりが大変増えております。

もう一点は、おうちでやっているみどりと屋上でやってあるみどりが増えております。

もう一点は、企業と地域とで協力して大きな森ができました。市谷の杜でございます。この計画は昭和時代から計画が入っておりまして、道路を拡張したり、いろいろな問題を含めて、やっと10年ぐらい前に市谷の杜。これは企業の力もございしますが、皆さんの協力するという力も合わせてできた市谷の杜でございます。大きな緑化推進のみどりを増やした糧になっていると思います。また、ただ皆さんのみどり増えたというだけではなく、夕方、朝、皆さん散歩してお楽しみいただいておりますので、決してみどりが減っているというんじゃないくて、私どもの地区ではみどりが増えております。

もう一つは、防衛省の敷地の中も大変みどりが増えております。

そういうことで、3点みどりを増えさせていただきましたので、モデル地区に指定されておりましたが、もうそれを卒業しまして、何%か増やさせていただきました。ということで、決して計画がないということではございません。

そういうことでございますので、事例を簡単に説明させていただきました。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

渡辺委員。

渡辺委員 度々すみません。私も吉川さんと同じ地域なんですけれども、今、公園のお花を植えるサポーターをやっております。

箆笥地域センターの裏側にゴーヤを植えて、ささやかに植えて、緑化ですね。そういう運動をささやかにやっておりますので、箆笥地区もおかげさまで、ちょっとずつ増えていきますね。

その企業というのは、大日本印刷がすごく力を入れてくださりまして……

吉川委員 簡単に植えたから増えるというものじゃございませんので、これは先ほど計画と申しましたが、計画がなければできません。

ということで、増えたということは、計画があったということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

渡辺委員 私ども地域が先日表彰されました。ブラシノキ、それを門のところに植えたんですね。すごい勢いで、前に植えてあったハナミズキが駄目になっちゃって、すごくきれいに咲くんですけれども、結構大変ですね、刈取りとか手入れが。ですから、保護樹木の方も一生懸命でありがたいと思っております。すごく根を張るんですね。早晩、あれも切らなければ

いけないかなと思っております。

お願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山本委員。

山本副会長 先ほど岩本委員がおっしゃったことが気にはなるところでもありまして、僕が発言すべきじゃないんですけれども、区の運営とかを考えると、例えば、開発があつて、民間企業が進出して、税収が上がるのと緑被率が上がって快適性が上がるというのは、まあまあトレードオフの関係にあるんじゃないかなとは思っています。ただ、そういう関係をちゃんと明らかにするのはなかなか難しく、理想的な値みたいなものを出さなきゃいけないのかもしれないんですけれども、研究者がサボっているのか、なかなか難しいなという気はしています。

一方で、世界的には30%を保護地域にしようという流れはありまして、陸域と海域で30%を保護地域にして守っていこうという流れはあり、その中では都市地域は30%満たなくてもいいよというような期待感の中で都市のみどりを守ろうとしているのが世界的な動きじゃないかなとは思っています。

最低限これぐらいは必要だよねというような話もあるかと思いますが、そこは出しやすいのかもしれませんが、新宿区は、僕の感覚ですけれども、そこはクリアしていて、理想的な数値を求めるといのがなかなか難しいんじゃないかという状況にあるんじゃないかというのが僕の理解です。

ここから私の意見を言いたいんですけれども、今回、新たな指定と解除のリストが出てきまして、考えたいと思うのは、指定要件を満たした樹木の制度だとか仕組みによって、どうやって守っていけるのか、保護できるのかということ議論しなきゃいけないんだろうなという気はしています。

例えば、今回新たに指定される樹木のリストの中には2メートルを超える大きな木が4本ありまして、なぜ早く発見できないのかとか、これは仕組みとして、何かそういう発見する仕組みがないからじゃないかなと思ったりするわけです。もちろん、私有地の奥にあつて見えないからとかいうことはあるでしょう。そういうのをうまく発見できると早く守っていけるというのが一つの考え方かなとは思っています。

2つ目は、公有地から民有地になって、例えばナンバー4—1からナンバー4—18まで18

本もの木がいきなりどんと指定を受けるわけですけれども、こういう公有地から民有地に行くようなものは、ひょっとしたらかなり守るべき樹木を持っているんじゃないかということが想定されるんですね。例えば、こういうのを早く発見できるかとかいうようなことが仕組みとして持てるかどうかということですね。

大きな話として、2つ目として、指定解除となる樹木・樹林・生垣をうまく継承していかれるかという話があるかと思います。

これは資料の裏のページになるんですけども、1つ目は、区の方々が一生懸命やってこられていて頭が下がるばかりですけれども、所有者に働きかけて、あるいは不動産会社に働きかけて、うまく継承できないかということを相談していただいているかと思います。

2つ目が、吉川委員が御指摘されていましたが、所有者、特に高齢者をサポートできるかというような話があるかとは思いますが。

この辺りが大きな話かなとは思いますが、これ表と裏を比べてみると、とりわけ大きな樹木、大きな樹林、大きな生け垣を優先的に守る仕組みにできるかとか、そんなことも論点としてはあるかなという気はしています。

これは助成制度ですので、助成制度を動かそうとすると、助成金額を増額する、あるいは限度額を増額するみたいなことができるかもしれないんですが、今の区の説明の中ではなかなか難しい状況にあるというようなお話でした。

そういう意味では、先ほどの最初の話に戻りますが、岩本委員がおっしゃったような話の中で、区の税収はそんなに上がっていないのかなというふうには私は拝察しました。

ただ、予算的に厳しい中でうまく優先的に守りたいみどりがあるんだったら、その手当てを厚くし、ほかは薄くしていくみたいな動かし方はあるのかなという気がします。

すみません。今、かなり妄想でしゃべってしまっていて、いろいろなことをしゃべりましたけれども、どうやって仕組みや制度として守っていけるかについて、気になりましたので発言をさせていただきました。ありがとうございました。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局のほうで何か答えられることがあればお願いします。

事務局（城倉） 副会長おっしゃられること、もっともなことで、私どももなるべく守っていききたいという姿勢で、日々巡回をしたり、所有者にお願いをしたりしています。

実際に御相談があったりしたときに、個人の方もそうですし、会社の方にも随分声をかけさせていただいています。調べられるところまで調べて、こんなに対象の木があるから、ぜ

ひ指定してもらえないかというお話。

会社さんと結構面倒くさいというのですか、上司まで上げて、保護樹木に指定されてしまうと解除するときに難しいとか、そういう思い込みがよくあります。担当者レベルでは分かってもらえるのですけれども、それを担当者が会社の上司に持っていったときに、それがうまく理解してもらえないというようなことが多々あります。区の担当者が是非とって期待して待っていると、やっぱり今回は遠慮しておきますみたいなことが結構あります。

ですから、そういうのが全てオーケーになれば、もう少し保護樹木の指定が増えてくるのかな、我々も増やしたいなと考えているのですけれども、そこは少し関門があります。

一番保護樹木が減っていく要素は代替わりですね。その土地の所有者が亡くなるとか、転居されるかというところで売買という話になると、どうしても更地取引になってしまいます。一応、お声掛けをしてくれてくれると、その後の建築時の緑化計画制度の中で大きい樹木が残っていると非常に有利になります。ほかに小さい樹木を細かいものをたくさん植えなくてもいいように、大きな樹木が1本あるだけで有利になる。そういうお話をして残していただいているところもたまにあります。でもなかなか難しい。更地取引になってしまうのでというような状況があるので、難しい状況かなと考えております。

制度の周知ですけれども、新宿区の広報に年に1回か2回は出して、こういう制度があります、御協力してくださいというお話をさせていただきます。ホームページにも載せているのですけれども、そういう情報をホームページで見たとか、広報紙を見たと言ってお話しくださる方もいらっしゃるの、そういう努力は続けていきたいなと考えております。

斎藤会長 ありがとうございます。

池邊委員。

池邊委員 これからみどりの実態調査の状況は御報告があるんだと思うんですけれども、みどりの実態調査というのは数値でやる話なんで、実際に見た目が美しいとか、涼しい街路樹があるとか、そういう感じが、このみどりの実態調査によって把握されたものが実際の区民や市民感覚として出てくるかという、ちょっと別かなと。

これは国土交通省さんがやったもので、私も接道緑化とかをやった人間なので、とてもいい調査だと思います。今回もいろいろなほかの幾つかの種類のものも、ただの緑地だけじゃなくて、屋上緑地だけではなくて、いろいろなものも入れていただいているんですけれども、このパーセントが上がったからとって、居心地がよくなって美しくなるかという、それはノーになるんだと思うんですね。

今、池袋は消滅都市になるという危機によって、池袋の周りに4つ公園ができて、全く昔とイメージが変わって、御存じかどうか分かりませんが、子育て層がみんな池袋に遊びに行くという時代が来ているんですね。渋谷の公園通りもまた違った整備をされるというような形で、池袋は大きなイケ・サンパークというヘリが止まる防災拠点も駅からすぐのところにあります。

そういった中で私がとても残念に思うのは、新宿はバスタが、本当にみどりもなく、ひどいビルで、私もちょっと関わったので何とも言えないんですけども、しかも甲州街道沿いが全くタクシーも拾えずに、外国の方も困っているし、高齢者の方も困っている。

これから先、小田急が今やっていますけれども、小田急、京王という中で、それに対して区としても、みどりの基本計画をやっていますというのは、それはそれでいいと思うんですけども、新宿って全国で一番乗降客数の多いところで、本当はもっと居心地のいいところがあれば、皆さん2時間でも3時間でも滞留していただける。

ただ、それは新宿御苑と新宿中央公園、実際は新宿中央公園まではそんなにたくさんの方が今までは行っていない。今、いろいろ整備しているので、これからはパークPFIもやったので大分変わりましたが、そういった意味で、その2つがあるからということで甘んじていて、駅前にみどりが無い。

私、たまたま梅田のグリーンプランをやらせていただいて、梅田という、皆さん、余りいい印象じゃない梅田だったと思いますけれども、梅田にすごい公園、みどりができて、大阪の方たちは、休日には梅田に行くという新しいライフスタイルはできたんですね。

新宿ももともとは西口の広場とか出てきたんですけども、西口も東口も木一つない駅で、ホスピタリティが全く感じられないので、何かそういった意味では、駅というようなもの、駅というのは町の顔、新宿の顔であり、アイデンティティーであり、そして、外国人も、あるいは日本人も迎え入れる場所なので、そういうところに対してもう少し積極的に、小田急や京王が開発するというものに対して、どういうふうにやってくれというような、それは達成できないかもしれないけれども、何かもう少し施策……。

要するに、豊島区は首長さんの施策で4つの公園ができたわけですし、新宿はどちらかというと企業に甘んじていたために、実際は、公開空地とかはありましたけれども、皆さん、新宿西口の向こう側の公開空地のところ、快適ですか。快適じゃないですよ。段差はあるし、みどりもあれです。

ですから、時代も変わってきているので、そういった意味では、今後、駅前のホスピタリ

ティみたいなものとか、みどりってデータだけじゃなくて、幾ら何十%あっても、汚いというか、景観的にきれいじゃなかったら意味がないんですよ。

皆さん、シンガポールに行くときすごく美しいというふうに言いますがけれども、管理がされていて、ホスピタリティが感じられるようなみどりであるからそういうふうを感じるんであって、日本の場合はこれの何%上がりました、下がりましたというのに一喜一憂しているだけで、それが上がったからって、何も私たちが心地よくなるという気持ちにはなっていないので、その辺りは、こういうものに頼るのではなくて、新宿という場所に対してもう少しアイデンティティーと誇りを持って、外国人も受入れているホスピタリティみたいなものをみどりで出していくというようなことをぜひ考えていただきたいなと思います。

斎藤会長 ありがとうございます。

だんだんお話が、基本的というか、大本の話になっているんですけども、この審議会の会長としては、指定と解除、この審議についてはこの辺りで……。

伊藤委員 1点だけ、すみません。

斎藤会長 1点だけ、お願いいたします。

伊藤委員 いろいろ御説明と各地での御確認とか、大変御苦勞な作業をされているかと思えます。

今回、解除のほうを見てちょっと気になったのは、土地の売却を予定しているから解除するというのは、ちょっともったいない話だなと。山本副会長のほうからもお話があったとおり、これを制度上で何か担保できないのかなというのと思うところです。

例えば、今日のお話のところだと、立派な保護樹木があれば、細々とした緑化は免除するよと。それも一つのインセンティブかなと思うんですけども、事業者さんからすると、結局は緑化しろということかということだと思うんですね。事業者さんは、ちゃんと建物の容積を確保して使いたい。そこの需要とマッチングしたインセンティブというのを考えてもいいのかなというふうにも思いました。

例えば、4-1から4-4というのは、二項道路との関係でセットバックせざるを得ないというのでしようがないかもしれないんですけども、逆に言えば、区の所有にしちゃって、街路樹的に扱えないかなとか、そんなことも思っちゃったりするんです。

そういうふうに、建物とセットで、敷地の用途全体でインセンティブを設定するというふうにも考えてもいいのかなというふうにも思いました。

総合設計制度なんかはそれをやっているわけですよ。公開空地を確保すれば容積率を緩

和させますよ。それなら、保護樹木を継承すれば、容積率を多少緩和するよとか、斜線制限をちょっととか、そういう建物との組合せで考えると事業者さんもちよつとは乗ってくれるところもあるかなど、CSR的な観点で乗ってくれるところはあるかなどか思ったんです。

敷地の中に、結局は建物とこういう保護樹木と空地と、そのセットでお施主さんは考えると思いますので、そのセットでインセンティブなんかを検討してもいいのかなとも思いました。今後、かなり詰めなくちゃいけない話だと思いますけれども、そんな意見もあるかなどということで、御意見しました。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。どうですか、感覚的には。

事務局（城倉） 参考にさせていただきます。

ただ、事業者は営利企業なので、なかなか難しいところはあると思うのですけれども、我々もできるだけ声をかけて、残すことの利点も強調しながら交渉ができたらいいなと考えております。

みどり公園課長 事務局ですけれども、いろいろな御意見ありがとうございます。

今、先ほどからもお話出ている開発と緑化のトレードオフというか、そういうようなことを全体としてどう考えるかというのは大事だなと思います。

みどりを守っていくということについては、先ほどからお話しありましたけれども、どうやって守るべきものを積極的に発見していくかというのは、確かに大事な視点だなと思います。

もう一つは、先ほどからもお話が出ている今あるものをどうやって継承していくかというのは非常に大事な視点だと思いますので、そういったような課題を、今、御意見いただいていますので、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

斎藤会長 ありがとうございます。

池邊委員。

池邊委員 以前からずっと思っているんですけども、この会議、皆さん、すばらしい学識の方もまた区民委員の方もたくさん集まっているんですけども、結局、保護樹木の解除と指定だけに非常に大きな時間があつて、それは何ともしかできないものがほとんど。そこに私たちが、今から残してくれというように、それは、今、伊藤先生がおっしゃったような、もう少しこういうことはできないのかとか、そういう戦略的なことを、本来、私たちは推進会議として保護樹木をもっと残していくためにはこんなことはできないのかとか、あるいは、

港区さんなんかはすごく上手に古い樹木を残していますけれども、都市計画課の景観アドバイザーがかなり活躍していて、その結果としてよくできているんですね。

ですから、このみどりの推進審議会は、都市計画課さんも入っていませんし、景観という部分が入っていないので、いい先生方がいながら、30分以上スライドを見て、それで、結局は駄目ですねと。時々、幾つか樹木医の先生方がこれはこういうふうにできるんじゃないかとか、そういう意見を今までもありましたけれども、でもそういうことをやっているだけでは新宿区のスタジイとかそういうものはもう守れなくなっているんで、何かもう少しそこら辺については、事務局としても、もう何十年も前につくられたもので、社会情勢、世界情勢と合っていないし、世界の需要に対して合っていないので、ぜひその辺りを……。

保護樹木の制度そのものはすごいですよ。こんな制度をやっているところはなかなかないです。でも、それをもうちょっと生かすということが新宿区としてできるといいのかなと思いますので、ぜひその辺りも考えていただき、景観のほうの部門との接触とか、景観アドバイザーさんなんかにもこちらにも入っていただくとか、そういうようなことができればいいのかなというふうに思います。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

みどり公園課長 事務局でございます。

今、委員からお話がありました全体として考えるみどりということと、我々の身近なみどりということで、どういうふうに安らぎを感じるか、美しいと感じるかという視点も大事だと思いますので、そういう保護樹木制度プラスそれをどう、我々はどういうふうにみどりを感じるかというようなこと、景観の視点ということも少し考えていかなければと思いますので、また少し景観のほうとも情報交換ということをしていきたいと思います。

池邊委員 よろしくお願ひします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

保護樹木は、毎年保護樹木を持っている方と連絡を取って、自動振り込みじゃなくて、申請があつてから毎年振り込む。そういう中でいろいろなコミュニケーションがされているということでは、これを担当している部局、事務局のほうには、過去何十年とそういう現場の声というのが来ているはずなので、それは区役所の中でも結構重要な情報源になっているんじゃないかなと思います。

宅地開発で売買が発生するとどうしても更地ということになりますけれども、神社とかお寺は100年たっても、多分、土地は残っていて、その木がもう危ないからと切ったときに、それだけの場所があるので、その更新についていろいろ御相談、働きかけができれば、そこはある意味安心して大きくなれる場所というのは、ささやかですけれどもあるのかなというのが、私の今日の感じです。

それでは、一応、審議会としては、今日報告いただいた保護樹木等の指定・解除について、原案どおりお認めいただけますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

齋藤会長 ありがとうございます。

◎報告

齋藤会長 それでは、引き続き、さっきも実態調査の話が出ていますけれども、報告事項のほうに移らせていただきます。

事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 それでは、議事次第の項番4「報告」でございます。「みどりの実態調査（第10次）の実施について」、御説明をさせていただきます。担当より御説明をさせていただきます。

村上さん、よろしくお願ひします。

村上みどりの係長 それでは、新宿区みどりの実態調査（第10次）の実施とその速報値について御報告します。

お手元の資料3の内容をスライドにてまとめています。

まずは、本調査の趣旨についてです。

みどりの実態調査は、区内におけるみどりの実態を把握するもので、区では5年に一度実施しています。この調査結果は、施策の立案・検討のための基礎資料として活用するとともに、調査結果を公表することで、区民や事業者に対してみどりの保護と育成に関する知識の普及及び意識の啓発を図っています。

調査は入札によって落札した国際航業株式会社東京支店が、現在、受託しています。

履行期間は今年の4月28日から来年の3月10日までとし、調査範囲は新宿区全域です。

主な調査項目ですが、まず、1項目めとして緑被調査です。これは航空写真データを用いて、樹木・樹林、草地、屋上緑地、裸地・空地、河川・水面を判読、集計して、緑被分布の

現状を把握します。

2項目目の樹木調査については、新宿区全域において、地上高1.5メートルの部分の幹回りが約95センチメートル、直径でいいますと30センチ以上の樹木を対象に現地調査を行っています。調査項目は、位置、樹種、幹回り、樹高、樹形、樹勢、保護樹木の指定の有無などです。

3項目めは、樹林調査です。緑被調査のデータを活用して、樹冠面積100平方メートル以上の樹林地を抽出し、現地調査で確認します。調査項目は、面積、土地利用区分などです。

4項目めは、草地調査です。緑被調査のデータを活用して、面積100平方メートル以上の草地を抽出、集計します。調査項目は、面積、土地利用区分などです。土地利用区分というのが、公園にあるだとか、学校だとか、公共施設などだとか、こういった土地にあるのかという区分になります。

5項目めは、接道緑化調査です。区内全域の公道を対象路線として、接道延長5メートル以上の接道緑化の調査を行います。調査項目は、位置、主な構成樹種、延長、植栽高さなどです。

6項目めは、壁面緑化調査です。区内全域の公道を対象に、道路から確認できる面積3平方メートル以上の壁面緑化を調査します。対象は、建物壁面、宅地擁壁、河川護岸で、調査項目は、壁面の種類、例えば、建物ですとか擁壁だとか護岸の道路の構造物など、そういった壁面の種類、位置、主な構成樹種、緑化の面積などを調べます。

次に、速報における調査概要についてです。

現在、全ての調査項目について調査及び集計作業を継続中ですが、空中写真の撮影は今年の6月17日に実施しています。今回お出しするのは、この撮影データから緑被調査の速報版をまとめたもので、今月の10月2日時点のものになります。

調査範囲は新宿区全域18.22平方キロメートルになります。

航空写真は、今年の6月17日に高度約2,000メートルから撮影され、地上解像度が10センチです。上記で撮影した航空写真をもとに、1平方メートル以上の緑被地を抽出、集計して、緑被分布図を作成しています。

今回実施した緑被調査とはどのようなものかといいますと、まず、航空写真撮影を行います。そして、その画像を補正して、地形図に整合する画像を作成します。といいますのも、空中から写真撮影を行うので、建物の真上から撮影できる箇所もあれば、側面が撮影される場所も出てきてしまいます。そのため、そういったゆがみなどを補正して、こういった真上

から撮影した状態に補正した画像にします。これが補正後の写真になりまして、今、例として新宿駅西口から都庁周辺辺りを写しています。

この写真をもとに緑被候補地データを作成します。

緑被候補地と地形図データを重ね合わせた緑被分布図がこの図になります。

この色がついている部分が緑被候補地になります。

ここの濃い緑色の部分、ここが樹木になります。新宿中央公園ですとか、新宿駅から新宿中央公園に向かう街路樹、ここら辺が濃い緑になっています。ここの赤い色が屋上緑地なり、例えば、京王プラザホテルの屋上ですとか都庁の屋上、こういったところがこの図で分かります。ここら辺はちょっと分かりにくいのですが、裸地になっていまして、ここは西新宿中学校のグラウンドになります。

こういった形で、航空写真と緑被分布図を対比すると分かると思いますが、写真では樹木と影の違いが分かりにくかったり、裸地と舗装された土地の違いが分かりにくいものが、緑被分布図にすると判別が分かりやすくなります。

この緑被地の面積を拾っていくことで緑被率を出していくものが緑被調査になります。

今回の調査で出た緑被状況を次にお伝えします。ただ、今回お出しするデータは速報値ですので、今後、抽出漏れですとか分類の修正を行うため、最終的な集計値は速報値から変動する可能性があります。

まずは緑被地調査の現況です。表1の「緑被地等の概況」を視覚的に表したものが、この図1になります。

緑被地は樹木・樹林、草地、屋上緑地からなるもので、今回の調査結果による面積は約326ヘクタール、構成比率は17.87%でした。最も多くの面積を占めているのが、約1,462ヘクタールある道路・建築物などで、全体の約80%を占めています。

次に、緑被地の推移についてです。この図2が平成17年度に行った第6次からの緑被地の面積変化になります。平成17年度からの緑被地は微増しているものの、樹木・樹林地は減少しています。また、区が推進している屋上緑化等については、平成17年度と比べて3倍になっています。

表2は、前回調査を行った令和2年度のときと比べた面積の推移を載せています。前回調査と比べて約2ヘクタールの緑被地が減っています。草地と屋上緑地は合計で約3ヘクタール増えたのですが、樹木とか樹林が5ヘクタール減っているものになります。

新宿区では、平成30年3月に策定したみどりの基本計画というものがありまして、ここで

は当面の緑被率の目標を17.48%から1%アップすることとしています。将来的には区全体の緑被率を25%にすることを目標としています。ちなみに、この17.48%といいますのが、平成27年度、前々回に実施した緑被率調査の結果の値になります。

参考までに、他区との緑被率を比較してみたのがこの図になります。緑被率調査を行った年度は各区ごとに異なっておりまして、また、新宿区の値は今回の速報値を入れました。現在のところ、緑被率では23区中14番目と後ろから数えたほうが近いかなというところがございます。

最後に、みどりの実態調査の今後の予定ですが、年内には調査結果を取りまとめて検証を行い、年明け1月には庁内調整を進めたいと思います。次回のみどりの推進審議会では、調査結果の報告を行い、3月に調査結果を取りまとめ、来年度4月に調査結果の公表を区ホームページ等で実施予定です。

以上で、みどりの実態調査とその速報値について報告を終わりにします。

斎藤会長 ありがとうございます。

今の説明について御質問、御意見等があればお願いいたします。

藤田委員。

藤田委員 どうもありがとうございました。非常に細かいメッシュでやられているということで、非常に面白いなと思いました。

壁面緑化というのがありましたけれども、これは数値はまだ出していないのですか。

村上みどりの係長 今、ちょうど調査しているところなので、もう少しお時間いただければと思います。

藤田委員 壁面緑化って、寿命が短いんですよ。すぐになくなっちゃうというのがあって、その辺も調査のときに考慮していただけると。

今、シンガポールは食料自給率30%を目指しているんですよ。あの小さな島、東京都23区とほぼ同じぐらいですね。食料自給率30%をどうやって確保するのと言ったら、壁面に菜園を作るのを一つの手として考えていますということで、壁面を菜園に利用する。菜園に利用すれば、しょっちゅう変わるけれども、ずっと維持されるという考え方でやっているということもあります。

屋上もそうなんですけれども、菜園というのは、補助対象にはなっていないんですよ。ですけれども、菜園というのをこれからもっともっと進めていいんじゃないか。今、どんどん菜園ができていますよ、屋上菜園。そういうのもこれから入れていくようにしていた

だけるとさらに緑化が進むんじゃないかなと思っています。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

池邊委員。

池邊委員 先ほど目標値が25%というお話がありましたが、25%を設定した根拠を教えてください。どうやって25%に持っていくかという根拠です。かなりのパーセンテージの差があると思うんですけども。

村上みどりの係長 これを策定した当初に25%と出したところではありますが、すみません、今、すぐには出てこないの、確認して折り返し御報告させていただきます。

池邊委員 先ほども藤田委員からもありましたが、今、世界的には、樹木もありますけれども、エディブルガーデンとかコミュニティーガーデンとか、あるいはグリーンインフラと一緒になった緑化のやり方とか、かなり多様な形に変わってきているので、25%をどういう形で達成していくのかというのは、かなり知恵も要るし、じゃ、どの場所が……。

これをやると、例えば、接道緑被地がこの辺結構続いているねとか、そういうことも分かるんですけども、新宿区って壁面緑化の美しいビルが1個もないというすごい悲しい状態。東京都内いろいろなところで美しい壁面緑化が行われているんですけども、新宿区にはそういう美しい壁面緑化のビルというのは一つもないという状況にあるので、せっかく壁面緑化というのもありながら、そういうものもないというのは、そこら辺、ぜひ企画を練って、このデータを生かしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

みどり公園課長 事務局でございます。

壁面緑化で美しいかどうかはあれなんですけれども、戸塚特別出張所というのが高田馬場の駅を降りていただいて、神田川沿いに出張所があるんですけども、その出張所の壁面は全体的に緑化されているというようなところ。

美しいというのかどうかはあれですけども、シネシティ広場というのが歌舞伎町の真ん中にあるんですけども、そちらから東側を見ますと東宝さんのビルがありまして、その東宝さんのビルのところに少し全体的に緑化がされているというところがあるというところ。

少ないんですけども、そういう状況でございますので……。

池邊委員 そうですよ。ですから、戸塚は公共のものでし、シネシティのところも、一時は上がりましてけれども、今また少し人が少なくなっていて、あまり人気がなくなって

きているという話も聞くのです。あそこは新しいホテルも、西武新宿寄りにかなりリッチなホテルもできたんですけれども、そこも、みどりは多少あるんですけれども、壁面緑化のようなものはなかったので、今や壁面緑化って緑色だけじゃなくて、いろいろな色の美しいカラーリースだったり、本当にあるだけでみんなの目を楽しませるぐらいの効果があるので、ぜひそういうものを要望していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

斎藤会長 太田委員、お願いします。

太田委員 今、課長さんが戸塚出張所が壁面緑化しているという話をされましたけれども、私、地元なんです。毎日のようにいろいろな関係で行っておりますけれども、見た目に壁面緑化で美観が著しくよろしいというような感じではないんですよ。もうちょっと樹木の種類というんですか、見た目非常に和むような植物を植えるというか、あれはどういうふうに行っているか分かりませんが。

ただ、近年は非常に地球温暖化が進みまして、壁面緑化にしても、屋上緑化にしても、非常に維持管理が難しい時代になってきました。そういう点でも、人手を確保して水やりなどをきちんとやらないと、せっかくのすばらしい景観が台なしになってしまって、そういう、実態がありますので、ぜひそれは御努力していただいて、我々、区民を楽しませていただけるようなことを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

大野委員、お願いします。

大野委員 御説明ありがとうございます。

調査方法でお聞きすると、10センチ四方が分かるぐらいという結構な精度でやられているなというのがすごくびっくりというか、それだけ細かいものが見られるとすると、先ほどの山本委員がおっしゃっていた戦略的に保存樹木の候補を特定して、指定を促していくということも、10センチ四方が分かるなら、私有地の中の樹木の大きなものを洗い出すとか、樹種を特定するということは結構できていくんじゃないかなというふうに思いました。

もう一つ、草地なんですけれども、過去の推移を見ると第6次るときから第7次にまで結構増えていますね。最初は新宿御苑の芝生広場が占めているのかなと思ったんですけれども、これだけ増えていることを考えると、この草地というのも緑被率を今後増やす上では大事じゃないかなと。

去年か、数年前か、海外のファッションショーでススキのランウェイ、ランウェイにススキを飾ったら、それがすごくはやって、若い人たちがススキの草原で写真を撮るというのが

すごくはやったそうです。都内でもそういったススキの草原を再現して管理運営しているところや、そこに市民が関わって草刈りをしたりとかいうことをやっていたりします。

国土でいうと、草原、草地というのが1%にも満たない程度のところで、新宿区で2%を超えて3%に近いというのは、結構面白いんじゃないかなと思います。

樹木だけじゃなくて、草地でも、草原でも、かなりの二酸化炭素の固定もされているようなので、管理も、場合によっては、やりようによっては、屋上緑化などもそういったイネ科植物を使うというのは結構やりやすいかもしれません。

先日、ゼネコンの研究所に勤めている方も都市の中での草原をいかに増やせるかということを考えているようなことを言っていたので、樹木も大事なんですけれども、今後の、さっきのグリーンインフラとか二酸化炭素の固定のこととかも考えていくと、草地というのも意外と一つの選択肢じゃないかなと思います。

10センチの細かい調査ができるなら、この草地が、今、芝なのか何なのかとかいうか、そこも細かく出してみると面白いかなと思いました。

斎藤会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

山本副会長 この審議会の委員としての立場でいうと、例えば、このページでいうと、最後の1枚紙の表面にあります緑被地の面積の変化の中にある内訳を見ると、先ほど草地が増えるのは歓迎すべきではないかという御発言もありましたけれども、樹木・樹林は割と堅調に低下しているやに見えますんで、何か手を打ったほうがいいんじゃないかなとは個人的には思っています。

ただ、先ほどおっしゃっていたとおり、都市特有の災害とかが発生するようになってきている中で、地下にちゃんと水が浸透するような仕組みづくりの一つとして草地を還元していく、あるいは草地特有のバタフライとか、鳥類だとか、特有の生態系もあったりしますので、そういうのを歓迎していくというのはありかなとは思っています。

先ほど来から池邊委員が新宿のみどり、何とかもうちょっと美しくしていこうよとか、もうちょっと快適なものを増やしていこうよと御発言されていて、実は、私も思っていたことがあります。

7月の末、私、ソウルに行きまして、ソウル路7017というのがありまして、ソウル駅のすぐ目の前に立体的な歩道があって、そこが緑化されているんですが、若干いただけないと。見に行かれたらすぐ分かります。

実は、それが何に比較されているかということ、ニューヨークのハイラインに比較されていて、ニューヨークのハイライン、ぜひネットで検索していただくと違いが一目瞭然なので、見ていただければと思うんです。

ニューヨークほどの都市であれほどの緑化を行う事業が展開できたのであれば、新宿なんかですごくいいななんてすごく思いました。行った瞬間、そう思いました。イメージが共有できるとこんなことができるんだ、こういうふうな緑化の方向性があるんだというのが見えてくるので、ぜひ御覧いただいたらいいんじゃないかなと思いますし、機会があればぜひ視察に行っていたきたいんです。

そういうところで、個々の土地の所有者に緑化を期待できない状況なんであれば、大きな政策として、事業として展開するという方法もあると思いますので、ぜひ御覧いただいて、場合によっては勉強会してもいいんじゃないかなと思ったりするぐらいなので、参考までに、こういう事例があるということで御紹介をさせていただきました。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかに。

はい、どうぞ。

菊池委員 みどりを増やすということで意見を述べさせていただきたいんです。

緑化の規模というのが250平方メートル以上ということになっていると思うんですが、個人のお宅の義務というのは新宿では特にないのかなと思うんですけれども、世田谷区とかですと、何年前に個人のお宅を設計したんですが、そのときに緑地の面積も決まっています、ひーひー言いながら、全てを埋めるぐらいの樹木を植えたんです。ただ、そのときはもう大変だったんですけれども、今はもう二、三年たっていますけれども、大変施主さんは喜ばれていて、モミジが咲いたとか何とかいろいろおっしゃっていたので、最初は大変なんですけれども、どんなに狭小であっても、義務として1本でいいから植えるとか、あとは1本新宿区からプレゼントするとか、そういうことで敷地に植えていって、それが後の保存樹木になるような感じというのですか、そういう義務的なものをしないと緑化は増えないのかなと思いました。

今の保存樹木を守るということと言うと、今、伐採されようとしている樹木を、どこかに移すことができるのかどうかちょっと分からないんですけれども、企業のイメージとして、グリーンレスキューじゃないんですけれども、レスキューしたということを企業のイメージアップの戦略として使うような感じにして、そこに移植してやったみたいなの、そんなような

ことをエッセンスで言ったりすると、企業は乗ってくるのかなと思いました。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局（城倉） ちょっとだけ。250平方メートル以上の敷地の緑化については私有地でも一緒です。民家を建てる時でも、敷地が250平方メートルあれば、緑化をしなければならない。

菊池委員 250平方メートルという家がないので……。

事務局（城倉） それ以外にも、例えば、生け垣を作る。屋上緑化を作る。壁面緑化を作る。そういうときには助成金が出ます。緑化計画書で義務付けられている緑化は駄目なのですけれども、それ以外に個人でそういうものを造るときには助成金が出るという制度もあります。そんなに活用例は多くないのですけれども、実際にはやっています。

移植の話ですけれども、大きな樹木の移植は非常に難しい。お金がかかるということと枯れるリスクがすごく高い。技術的に難しいというような問題があって、移植よりも、例えば、桜などは古くなると移植はまず耐えられない。そういうときに新しい樹木を植えると、15年もするとすごく立派な木になるので、そういう政策も考えていったほうがいいのかなというところは考えているところでございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

25%とかなんですけれども、屋上緑化とか壁面緑化といっているけれども、例えば、国立競技場の前の公園って人工地盤が上なんですよね、橋の上。今や都市公園も、屋上に造った都市公園もあります。

保存樹木は、多分、全部地べたというか、地面に植えられたものなんですけれども、様々な緑化というのがどんどん、植木鉢と言っちゃうと簡単なんだけれども、そのもっと大きなものでデザインされているようなものも出てきているので、25%全部地べたでやろうとすると相当の不利がありそうなんですけれども、植木屋さんとか、造園技術とか、いろいろなほうに期待するものが大きい。

それから、壁面緑化も、なぜか日本の壁面緑化って、一様に壁面緑化しちゃっていて、下には水系のもので、上は乾燥した植物とか、何か自然のグラデーションみたいなことをやってもらいたいとか、多分、言い出すと切りがないんですけれども、25%は幻だと、目標じゃなくて、都市の中の施設としては、多分、そうやっていくのかなという期待もあるように私は思っています。

大分時間も押してきたのですが、まだ御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

報告事項ですので、皆さんの意見は、今後とも事務局のほうで検討していただくということで、よろしくお願いいたします。

◎連絡事項

斎藤会長 それでは、最後に連絡事項、お願いいたします。

みどり公園課長 それでは、事務局でございます。

本日はありがとうございました。議事次第の項番5「連絡事項」でございます。

次回の審議会につきましては、令和8年1月の中旬から2月初め頃を予定してございます。

また、小委員会につきましては、必要に応じて、斎藤委員長に御相談の上、開催させていただく場合がございます。小委員会の委員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

連絡事項につきましては、以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、令和7年度第1回の新宿区みどりの推進審議会をこれで終わりと思いたいと思います。

ありがとうございました。

午前11時57分閉会